

～よくある事例を知ってトラブルを予防しましょう～



ネット通販 定期購入トラブルにあわないために

消費生活相談の中で約4割を占める通信販売のトラブル。

中でもインターネット通販での定期購入に関する相談が多数寄せられています。

トラブルに巻き込まれないためによくある事例と注意するポイントをご紹介します。

一度だけお試しのつもりが定期購入だった



2回目 3回目
請求
¥20,000円!
エーッ!!



インターネットの広告で「初回わずか●●●円」「いつでも解約可能」などの表示を見て1回だけのお試しのつもりで商品を購入し、商品が届いたので販売事業者には以後の解約を申し出たところ「あと●回の購入が条件の定期購入コースとなっている」と解約を断られるトラブルが増えています。

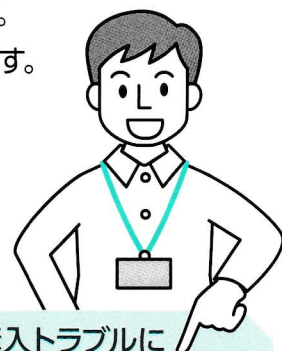
「定期縛りなしで安心」!?

～実は解約するまで続く定期購入だった～

「定期縛りなし」と一見すると定期購入ではないような表現がネット広告に掲載されていることがあります。これは「消費者が解約するまで契約が継続する」の意味でこの言葉が使われています。初回で解約する場合は、高額な違約金を請求されるケースもあるので注意が必要です。



実は契約がずっと続く



定期購入トラブルにあわないためのポイント

- 申込前に、定期購入が条件になっていないか、なっている場合は、購入回数、支払総額、解約条件などを必ず確認しましょう。
- 注文完了後に表示される「割引クーポン」を利用すると「複数回購入が条件の定期購入」に変更されることがあります。
- 契約する前に「解約」の際の連絡手段・方法を確認しましょう。
- トラブルに備えて契約の最終確認画面をスクリーンショットで残しましょう。



分電盤や給湯器などの点検商法にも引き続きご注意ください

令和7年度の後半から引き続き、区内で分電盤の点検商法に関する相談が70歳以上の世代を中心に数多く寄せられています。

また、最近では給湯器の点検商法も再び相談が増加しています。

点検商法の被害にあわないためのポイント

- 点検に伺いますという電話に応じない
- 訪問してきた事業者には安易に点検させない
- その場で契約しない
- 複数事業者から見積りをとる
- 不安なときは家族や知人に相談する
- 断っても事業者が帰らないときは警察を呼ぶ

契約などで困ったとき、不安や疑問を感じたときは、
一人で悩まずあきらめないで

練馬区消費生活センター

にご連絡ください

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

☎～☎曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)